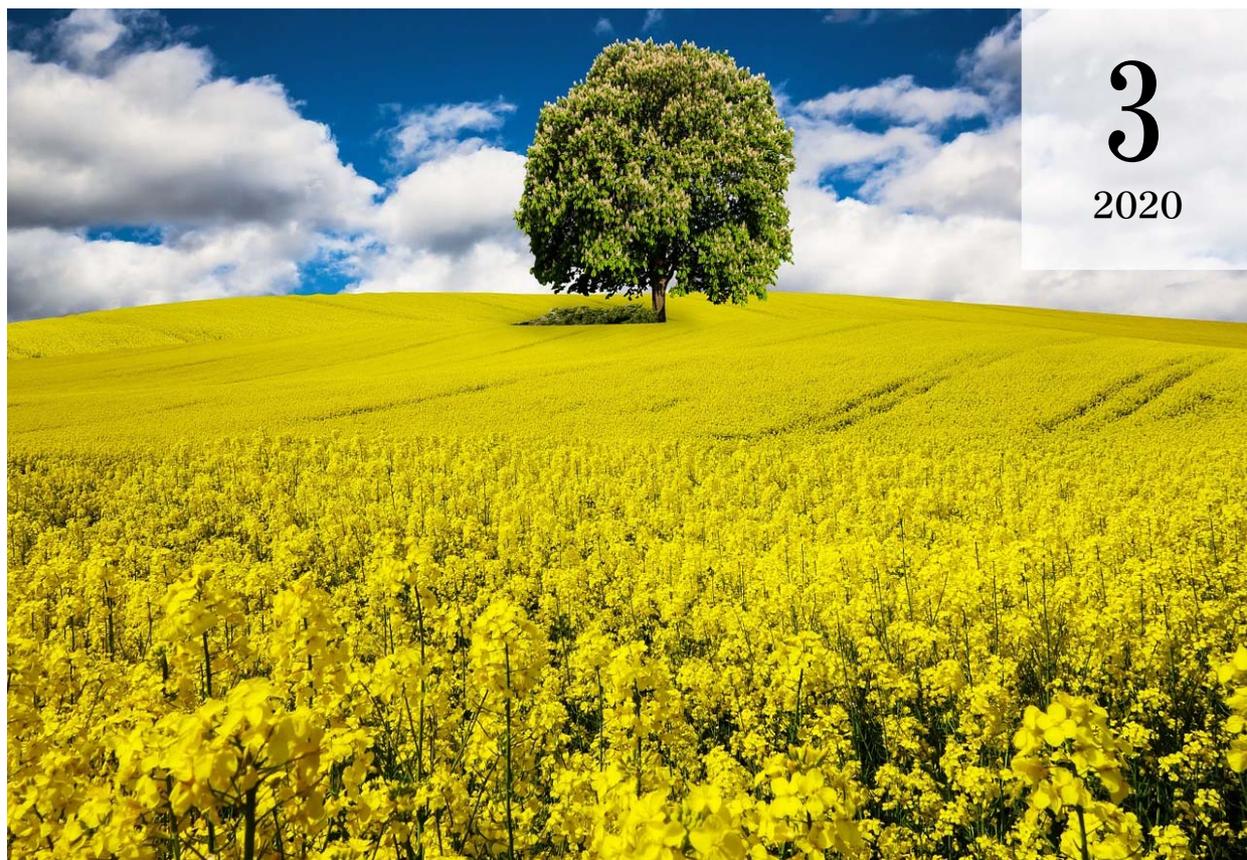


経営者通信

新しい年度が始まるにあたって、36協定を年度単位で締結・届出をしている企業も多いのではないのでしょうか。また、入社式や事業方針の発表会などイベントが集中する時期でもあると思いますので、早めに準備にとりかかりましょう。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



社会保険労務士法人プログレス

神奈川県横浜市青葉区青葉台2-10-20第2志田ビル3階

TEL : 045-988-5155 / FAX : 045-988-5165

<http://www.chukeirou.jp/>



4月より健康保険の被扶養者の要件に国内居住が追加されます

外国人労働者の中には、母国に扶養する家族を残して日本で働いているケースが少なくありません。そうした扶養の要件については、所得税・健康保険の各々で決まっていますが、今年4月より、健康保険の被扶養者として認定される要件（被扶養者の認定要件）が変更され、国内居住要件が追加されます。



1. 被扶養者の認定要件

現在の被扶養者の認定要件は、以下のとおりです。

- ①被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、兄弟姉妹で、主として被保険者に生計を維持されている人
- ②被保険者と同一の世帯（※）で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人
 - (1)被保険者の三親等以内の親族（①に該当する人を除く）
 - (2)被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子
 - (3)(2)の配偶者が亡くなった後における父母および子

※同一の世帯とは、同居して家計を共にしている状態を指します。

なお、これらに該当する人であっても、後期高齢者医療制度の被保険者等である人は、被扶養者に該当しません。

2. 追加される国内居住要件とその例外

4月からは、新たに国内居住要件が追加され、日本国内に住所があること（住民票が日本にあること）が必要となり、健康保険の被扶養者の異動に関する手続きを行う際には、この国内居住要件に関する確認が行われます。

なお、日本国内に住所がない人であっても、日本に生活の基礎があると認められる下表の人については、被扶養者の異動に関する手続きの際に、証明書類を添付することで国内居住要件の例外として取り扱われることとなります。

表 国内居住要件の例外と必要な証明書類

国内居住要件の例外	証明書類
a.外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
b.外国に赴任する被保険者に同行する人	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
c.観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
d.被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた人であって、bと同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
e. aからdまでに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人	個別に判断

証明書類が外国語で作成されている場合、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要になります。該当者がいる企業はさほど多くはないと思いますが、国内居住要件の例外に該当するときには、証明書類が求められることとなりますので、従業員へ周知しておきましょう。